施設等利用給付制度のご案内

1．対象者は？

・保育所、認定こども園（長時部）、地域型保育事業所及び企業主導型保育事業所に在籍していない児童
・３～５歳児又は市民税非課税世帯の０～２歳児
・保育の必要性の認定を受けた児童
※認定日以降の利用分が無償化の対象です。認定日を遡ることはできませんので、必ず事前に申請手続きを行ってください。

保育の必要性の要件　（以下の項目に該当する方が認定を受けることができます）
①月６０時間以上の常態的な就労又は就学
②妊娠初期から出産月を含めず産後３か月まで
③疾病・負傷又は精神・身体に障がいがある場合
④長期にわたり疾病の状態又は精神、身体に障がいがある同居の家族を常時介護・看護している場合
⑤災害復旧に当たっている場合
⑥求職活動を継続的行っている場合（認定期間は３か月後の月末まで）
⑦育児休業（新規認定はできません。認可外保育施設及び預かり保育事業利用者のうち就労要件から認定変更する場合のみ変更可能）

2．対象施設や上限金額は？

対象施設・事業	年齢要件	無償化の月額上限
・幼稚園・認定こども園の預かり保育事業	3～5 歳	①12,300 円 ②該当月の利用日数×490 円 ①と②の低い方の金額
・認可外保育施設 ・ファミリーサポートセンター事業（送迎のみの利用は対象外） ・一時預かり事業	3～5 歳	40,300 円
	非課税世帯の0～2 歳（満 3 歳含む）	45,700 円

3．手続きは？

① 保護者が市に**保育の必要性の認定申請**を行う。
② 市から**保育の必要性の認定を**受ける。
③ 対象施設を利用する。
④ 保護者が市に**無償化の給付請求**を行う。
（施設から発行される市指定の領収書及び証明書の添付が必要）
⑤ **市から無償化の給付**を受ける。
（令和８年 11 月利用分以降、公立施設を利用の場合は、利用料金から差引きするため④、⑤の手続きは不要）

※必要書類等の詳細は、ホームページ「施設等利用給付の認定について」をご覧ください。

お問合せ先：近江八幡市子ども健康部幼児課（市役所本庁２階南フロア）
TEL：0748-36-5507